

政務活動費運用指針

半田市議会
令和6年5月

目 次

第 1 政務活動費について……3

- 1 政務活動費とは……3
- 2 半田市議会と政務活動費……3
- 3 半田市議会の政務活動費……3
- 4 不適切な使用の防止のために……4

第 2 政務活動費に関する基本的事項……5

- 1 交付の根拠……5
- 2 交付対象……5
- 3 交付額及び交付手続き……5
- 4 政務活動費の活用に当たっての原則……5
- 5 実費弁償の原則……5
- 6 政務活動費の充当が不適切な経費の例……5
- 7 政務活動費支給に必要な届出等……6
- 8 政務活動費の口座…… 6
- 9 領収書等関係書類……7
- 10 関係書類の公表……7

第 3 政務活動費管理委員会……7

- 1 目的……7
- 2 構成……7
- 3 管理委員会の調査……7
- 4 管理委員会の開会方法の特例……8

第 4 政務活動費の使途基準……8

第 5 政務活動費の項目別の使途基準……9

- 1 調査研究費…… 9
- 2 研修費……11
- 3 広報費……13
- 4 資料作成費……14
- 5 資料購入費……15

参考資料……16

- 半田市議会政務活動費の交付に関する条例……17
- 半田市議会政務活動費の交付に関する規則……20
- 半田市議会政務活動費管理委員会設置要綱……25

申し合わせに基づく様式……	26
政務活動費使用計画届出書（申し合わせ様式第 1 号－ 1 ）……	27
政務活動費使用計画の中止について（申し合わせ様式第 1 号－ 2 ）……	28
政務活動費成果届出書（申し合わせ様式第 2 号－ 1 ）……	29
政務活動費成果届出書「実績」（申し合わせ様式第 2 号－ 2 ）……	30
政務活動費（使用計画・成果）届出書修正依頼書（申し合わせ様式第 3 号）……	31
領収書等貼付用紙（申し合わせ様式第 4 号）……	32
領収書等の徴収ができない支出の明細書（申し合わせ様式第 5 号）……	33
半田市議会政務活動費受給に際しての宣誓文（申し合わせ様式第 6 号）……	34
政務活動費使用のフローチャート……	35
事務処理スケジュール……	36

第1 政務活動費について

1 政務活動費とは

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項から第16項に規定される、議会の会派または議員に交付することができる金銭的給付である。議会の活性化を図るためには、審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、議会の調査活動基盤の充実を図る観点から自治法上に制度化されている。

地方自治法第100条第15項の改正により、収支報告書はオンライン提出を可能とするため、下述のとおり改正された。（令和6年4月1日から施行）

【地方自治法（政務活動費に関する規定）第100条】

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって議長に報告するものとする
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 半田市議会と政務活動費

半田市議会では、平成14年から政務調査費として、議員一人あたり上限年額22万5千円が支給されてきた。平成18年、政務調査費を活用して全国都市問題会議に出席した議員12名と、同会議に出張で出席していた当時の職員2名が、同会議2日目に予定されていた市内施設の視察を取りやめ、同会議1日目の旭川市長の講演で取り上げられた旭山動物園に向かい、途中休憩のために富良野のラベンダー畑に立ち寄ったことが、マスコミ各社に大きく報道され（いわゆるラベンダー事件）、政務調査費の在り方が大きな議論になった。

半田市議会では、この議論をきっかけに、「政務調査費の使途基準があいまい」であることが問題であり、「ゼロから見直す」として、平成19年3月定例会で、政務調査費に関する条例の廃止が賛成多数で議決された。

以後、議論はするものの意見がまとまらない状況が続いていたが、平成27年の改選を機に議論のまとまりが見え始め、市民のみなさまからの意見募集や報告会を重ね、平成28年3月25日、政務活動費の交付に関する条例を賛成多数ではあるが議決するに至った。

3 半田市議会の政務活動費

高度経済成長が終わり、物の価値観が多様化した時代の現在、市政に対する市民ニーズが多様

化している。多様化したニーズに適切に対応していくには、議員がより多くの知識を得て、知恵を生み出さなくてはならない。そのためには、さらなる研鑽が必要であり、私たちは以下のコンセプトの基、政務活動費を活用することを選択した。

半田市議会の政務活動費は、「議会一丸となり市政発展を目指す」ことをコンセプトにしている。自治法における議会の考え方と相容れにくい部分でもあるが、個々の力量に頼るのではなく、組織として当局と対峙していくことが、半田市の発展につながると考えている。個々の意見より、議会の提言として市政を動かす。このことの土台を、政務活動費で築いていきたい。そのため、自治法における政務活動費の規定では認められる、飲食にあたる費用や会合費、個人の事務所経費には支出を認めず、市政発展に寄与するものに用途を限っている。

最後に、政務活動費を用いての活動により成果を上げることが必須であること、そして市民を失望させることは絶対にあってはならないことを忘れてはならない。

4 不適切な使用の防止のために

全国的に政務活動費の不適切な使用が頻発している。半田市議会では、不適切な使用を発生させないために、計画の提出と実費精算の後払い方式とすることに加え、議長の権限において調査を行う政務活動費管理委員会を設置する。この管理委員会において、計画書における政務活動費の用途内容に関し事前にチェックを行うとともに、個人の判断では曖昧となる用途について議会として基準を明確にしていく。当然ながら、活動実施後の報告書のチェックも行う。

ここで、政務活動費管理委員会や議長の修正指示は、拘束力を持たせることができない。したがって、政務活動費管理委員会の承認がなくても、政務活動費の請求は可能である。しかしながら、不適切な使用を発生させないための手段として設けた委員会制度であり、その目的を達成するために、各議員には管理委員会の指示を順守する宣誓書の提出を、改選期ごとをお願いする。なお、宣誓書の提出状況や順守しない状況が発生した場合には、積極的に公表する。

政務活動費管理委員会のチェックと合わせて、政務活動費による活動の成果は、全て公表をする。市民のみなさまからのご意見は真摯に受け止め、各種書類の公表後の修正はもちろんのこと、さらなる制度の発展につながり、ひいては市政発展に寄与することになると考えている。

第2 政務活動費に関する基本的事項

1 交付の根拠

- (1) 地方自治法第100条第14項
- (2) 半田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年半田市条例第〇〇号。以下「条例」という。）
- (3) 半田市議会政務活動費の交付に関する規則（平成28年半田市規則第〇〇号。以下「規則」という。）

2 交付対象

条例の規定により、政務活動費は半田市議会議員（以下「議員」という。）に対して交付される。

3 交付額及び交付手続き

政務活動費は、条例第4条により算出される額が交付上限額となり、手続きとしては下記交付フローのとおりとなる。他の自治体の多くが採用している先払い方式ではなく、報告書提出後に請求をする後払い方式である。

※交付の流れは巻末のフローチャートのとおり。

4 政務活動費の活用に当たっての原則

政務活動費の活用に当たっては、次の点に留意し、交付を受ける議員の責任において適切に取り扱うものとする。

- (1) 政務活動の目的が、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるためのもの、その他住民福祉の増進を図るためのものであること。
- (2) 政務活動に要した金額や内容等の妥当性があること。
- (3) 適正な手続きがなされていること。
- (4) 支出についての説明責任を明確にすること。

5 実費弁償の原則

政務活動は、議員の自発的な意思に基づき行われるものであるため、社会通念上妥当と判断される範囲を前提として、その活動に要した経費の実費に充当することを原則とする。

議員の活動には、政務活動以外にも、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等多岐にわたっているが、経費の按分は原則として認めないこととする。

6 政務活動費の充当が不適切な経費の例

議員は、不適切な経費を政務活動費に充当することがないよう、その責任において適切に対応するとともに、特に下記に示す経費について政務活動費を充当しないよう留意すること。

(1) 交際に要する経費

○香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費

- 病気見舞い、餞別、中元、歳暮、年賀状等の儀礼に要する経費
- (2) 政党活動に要する経費
 - 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
 - 政党の広報紙、パンフレット、宣伝等の印刷発送等に要する経費
 - 議員が所属する政党機関紙等の出版物の購読に要する経費
 - 政党組織事務所の設置や維持管理に要する経費
- (3) 選挙活動に要する経費
 - 選挙運動及び選挙活動に要する経費
 - 各種選挙時における支援活動及び選挙関係資料の作成等に要する経費
- (4) 後援会活動に要する経費
 - 後援会の活動に要する経費
 - 後援会事務所の設置及び維持管理に要する経費
- (5) 飲食に要する経費
 - 議員個人が取るすべての飲食に要する経費
- (6) その他私的活動に要する経費
 - 私的な旅行、観光、レクリエーション等に要する経費
 - 議員が個人的に参加している団体の会費や会議への参加に要する経費
 - 宗教活動に要する経費
 - 公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費（市民への飲食の提供等）
 - 政務活動に直接必要としない備品等の購入や借上げに要する経費

7 政務活動費支給に必要な届出等

議員は、使途の透明性の確保や事業効果を担保する観点から、政務活動の都度、事前に政務活動費使用計画書（規則様式第1号）と政務活動費使用計画届出書（申し合わせ様式第1号）を議長に提出しなければならない。議長は、計画された活動が使途基準に沿っているかどうかを政務活動費管理委員会に調査させ、計画の適否を議員に通知する。活動終了後、政務活動費成果報告書兼請求書（規則様式第2号）を議長を経由して、市長に請求する。この際、政務活動費成果届出書（申し合わせ様式第2号）を議長に提出しなければならない。議長は、提出された報告が使途基準に沿ったものであったかどうかを政務活動費管理委員会に調査させるものとする。

視察途中などで計画を変更する場合、または変更があった場合には、すみやかに議長に報告をしなければならない。

また、視察等の計画を、災害等の理由により、やむを得ず中止する場合は、すみやかに政務活動費使用計画の中止について（申し合わせ様式第7号）を議長に提出しなければならない。

8 政務活動費の口座

政務活動費を入金する口座については、特に取り決めに設けないこととする。（R5.6 改訂）

9 領収書等関係書類

政務活動費の使途については、透明性の確保が自治法に明文化されており、その執行に際して議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成するとともに、領収書等の関係書類を整理し、収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。会計帳簿の様式は任意とするが、公開するために他者が閲覧してもわかりやすいものを心がける。参考様式は参考資料の項に示す。

10 関係書類の公表

提出された関係書類ならびに会計帳簿は、収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで、議会図書室において、誰でも閲覧することができるものとする。また、市議会ホームページに掲載するものとする。

なお、半田市情報公開条例第6条に規定する非公開情報が掲載されている場合は、事務局においてマスキング作業を行い、これらの情報を除いて閲覧に供するものとする。

第3 政務活動費管理委員会

1 目的

政務活動費の適正な運用を期するため、議長は政務活動費管理委員会（以下「管理委員会」という。）に調査を行わせるものとする。

2 構成

管理委員会は3名以上の会派から1名ずつ選出された議員をもって構成する。ただし、その他の会派からも議長の推薦及び委員全員の賛成を以て、1名ずつ選出できるものとする。委員長及び副委員長を置き、委員長の属する会派からは、別に委員を選出するものとする。

3 管理委員会の調査

管理委員会は以下の項目について確認・調査を行う。

・議員から議長に提出された政務活動費の使用に係る各種書類を調査し、当該政務活動が使途基準に沿っているかどうかについて判断を行う。（ただし、災害等の理由により、やむを得ず中止した使用計画を同一行程で再度実施する場合、書類提出は必要とするが、政務活動費管理委員会で再度審査を行うかについては、各委員の意見を確認したうえで、委員長が不要と判断すれば、委員会での審査を省略できる。）

4 管理委員会の開会方法の特例（オンライン委員会の開催）

委員会条例や会議規則に規定する委員会等と同様に、オンラインによる方法で管理委員会を開くことができるようにするため、管理委員会設置要綱を一部改正する。（令和6年4月1日施行）

第4 政務活動費の使途基準

項 目	内 容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	研修会を開催するために必要な経費又は研修会、セミナー等への参加に要する経費
広報費	議会活動又は市政について住民に報告するために要する経費
資料作成費	資料の作成に要する経費
資料購入費	議会活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

第5 政務活動費の項目別の使途基準

調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
-------	---------------------------------

(調査研究のテーマとして可とする範囲)

- ・市の事務に関すること。
- ・地方行財政に関すること。
- ・地方議会の運営に関すること。

(費用の支払い)

- ・各議員より支払い。
- ・交通旅費について交通系 I Cカードの使用を認めるものとする。但し、成果届出書の提出時に乗車及び乗車賃を証明する資料の添付を要件とする。(H31.1 改訂)
- ・議員が、政務活動費の経費支払いに際して、クレジットカードなどを使用しポイントが付与される場合の取り扱いについては、当該議員の判断によるものとし、自己責任とする。(R5.6 改訂)

(実施要件)

- ・2人以上の参加者が必要。

※2人以上の参加者がいないテーマは半田市の課題とは言い難いため。

※やむを得ない事情(他の公務、災害等)により、1名となった場合は、管理委員会の審査の上認める場合あり。

(支出の事例)

○交通費

- ・公共交通機関

実費支給。特別急行料金については、半田市職員旅費支給条例に準拠し支給するものとする。(H31.1 改訂)

- ・タクシー

公共交通機関による移動を原則とするが、公共交通機関の使用が困難である場合(目的地が最寄駅・最寄のバス停から遠方(概ね1km以上)であるなど)や、タクシー使用が効率的である場合(公共交通機関の本数が極端に少ないなど)には認める。

○宿泊費

- ・宿泊費

旅費条例で定める額(13,000円)を上限とし、実費とする。原則、素泊まりプランを選択すること。

○その他経費

- ・施設入場料
- ・視察先経費

視察の目的に合致している場合のみ認める。

視察先における資料代、会場費等。

・土産代 半田市の特産品（観光振興のため）に限り、1 か所（1 団体）につき 3, 0 0 0 円以内で認める。

・郵送代 土産代郵送費（極力持参すること）。同一市町で複数団体に郵送する場合は、相手先の担当課から渡してもらうこと。

（計上できないもの）

・レンタカー代 原則支給しない。やむを得ない場合は、ガソリン代等を含め管理委員会で審査する。

・自家用車（ガソリン代） 支給しない。

・駐車場代・送迎費用 支給しない。

（留意事項）

・政務活動は、公務災害等の適用がないので、個々の責任により安全に留意して実施すること。

・宿泊、交通手段の手配は各議員の責任において行う。

・視察等を中止とする場合、「政務活動費使用計画の中止について（申し合わせ様式第 7 号）」を提出すること。

・やむを得ない事情（他の公務、災害等）により視察等が中止となった場合に限り、その理由を明らかにし、キャンセル料を計上できる。

研修費	研修会を開催するために必要な経費又は研修会、セミナー等への参加に要する経費
-----	---------------------------------------

<他団体が開催する研修への参加>

(費用の支払い)

- ・調査研究費に準拠。

(実施要件)

- ・2人以上の参加者が必要。

※2人以上の参加者がいないテーマは半田市の課題とは言い難いため。

※参加が抽選制の場合や、不慮の事態により、1名となった場合は認める。

※オンラインセミナーを受講する場合も2人以上の参加が必要。ただし、参加が抽選制の場合や、不慮の事態により、1名となった場合は認める。なお、受講場所は市役所とする（W i F i 環境が整備させるまでは自宅での受講も可）。

(支出の事例)

- 受講料
- 交通費（調査研究費 P.10 に準ずる）
- 宿泊費（調査研究費 P.10 に準ずる）

(計上できないもの)

- ・政治、政党、選挙活動に当たる「政党、政治活動、労働組合等が主催する集会、講演会、研修会」等の参加に要する経費
- ・懇親会費
- ・個人の資質の向上が主たる目的となる講座等（パソコン教室、英会話教室等）の受講に係る経費
- ・オンラインセミナー受講に係る必要な備品（借上げ料含む）、通信費

(留意事項)

- ・やむを得ない事情（他の公務、災害等）により研修等が中止となった場合に限り、その理由を明らかにし、キャンセル料を計上できる。

<講師を招いて行う研修>

(費用の支払い)

- ・参加者で均等割にて支払い。ただし、議会全体で行うとした研修会は、議員全員（欠席者含む）で均等割にて支払い。

(実施要件)

- ・3人以上での実施を認める。

(支出の事例)

○講師招へいに係る経費

・講師謝金

実費

・交通費

実費

・宿泊費

実費

・飲食代

講師のみの飲食代を認める。講師に対して1食1,500円を上限として認める。

・その他経費

講演時の飲料代(500mlペットボトル程度)。土産代。

○研修会開催に要する経費

・会場費

研修会の会場借上料、空調費、マイク機器等使用料。

・資料印刷費

研修会に要する資料の印刷代。市民にも開放して行う場合は、市民向けの資料代も認める。

(計上できないもの)

広報費	議会活動又は市政について住民に報告するために要する経費
-----	-----------------------------

（費用の支払い）

- ・議員全員（欠席者含む）で均等割にて支払い。
- ・その他の運用については調査研究費に準拠。

（実施要件）

- ・議会報告会に適用することができる。

（支出の事例）

- | | |
|--------|------------------------------------|
| ・会場代 | 会場借上料、空調費、マイク機器等使用料。 |
| ・資料印刷費 | 資料の印刷代。 |
| ・消耗品 | アンケート記入用の筆記用具等。数量の管理を広報広聴委員会で行うこと。 |

（計上できないもの）

- ・参加者の飲料等

資料作成費	資料の作成に要する経費
-------	-------------

(費用の支払い)

- ・実施者で均等割にて支払い。
- ・その他の運用については調査研究費に準拠。

(実施要件)

- ・5人以上での実施を認める。

(支出の事例)

(計上できないもの)

資料購入費	議会活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
-------	-------------------------

(費用の支払い)

- ・調査研究費に準拠。

(実施要件)

- ・管理委員会の審査により購入。
- ・資料（書籍）購入については、政務活動費使用計画書の提出を不要とする。但し、成果届出書の提出後、政務活動費管理委員会の協議の結果、不相当と議長へ答申された場合は交付が認められない場合がある。（H31.1 改訂）

(支出の事例)

- ・図書の購入、雑誌購読料 調査研究に資するものに限る。

(計上できないもの)

- ・新聞
- ・所属政党が発行する書籍の購読費
- ・自己啓発的な意味合いが強く、調査研究と関連が薄い書籍、雑誌等
- ・図書カードの購入費
- ・選挙手引き等の書籍

(留意事項)

- ・議員間で調整し購読物の貸し借りを行うなど、重複購入を極力控えること。
- ・定期刊行物等は旬な情報が掲載されているので、2泊3日の貸し出しとする。
- ・読み終え不要になったものは議会図書室にて保管をする。
- ・政務活動費の大部分を資料購入費に充当しないように心がける。
- ・議員のマニュアル的なものは、初当選時はいくらか認めるが、極力控えること。
- ・年に1度、管理委員会にて政務活動費で購入した図書の棚卸を行う。

參考資料

半田市議会政務活動費の交付に関する条例

半田市議会は、市民の多様なニーズに応え、市政発展、福祉の向上等、半田市をよりよいまちにするためには、議員個人はもとより議会が一丸となり広い知識とそれを活かす知恵が大きな効果をもたらすと確信している。

よって、半田市の発展を目指し、議会及び議員としての責任を果たすために、政務活動費を有効に活用することを目的として、ここに本条例を制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、半田市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議員に対して交付する。

（議員の責務）

第3条 議員は、半田市議会（以下「議会」という。）が半田市民を代表し、市政における唯一の議事機関であることを自覚し、市民の多様な意見を市政に反映させるために、政務活動費を適正に、かつ、有効に使用するよう努めなければならない。

2 議員は、政務活動費の使用によって得た成果を、議会で共有しなければならない。

（交付限度額及び交付方法）

第4条 政務活動費の交付限度額は、議員1人当たり年額15万円とする。

2 年度途中において議員の任期が満了する場合は、当該年度の4月から任期満了日の属する月までの月数を12で除して得た数に前項に規定する年額を乗じて得た額を、年度途中に新たに議員となった場合は、当該議員となった日の属する月から当該年度の3月までの月数を12で除して得た数に前項に規定する年額を乗じて得た額を交付限度額とする。

3 年度途中における改選により、改選後、引き続き議員の身分を有する場合は、第1項に規定する年額から改選前までに交付された額を除いた額を交付限度額とする。

4 政務活動費は、次条に規定する活動の実施後に、当該活動に要した経費について交付する。

（経費の範囲）

第5条 政務活動費は、議員が行う活動に係る経費であって、別表に定めるものに充てることができる。この場合において、当該活動は、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動でなければならない。

（計画の提出）

第6条 議員は、政務活動費をその経費として充ててを予定している活動について、その計画を事前に議長に提出しなければならない。

(成果の報告)

第7条 議員は、政務活動費をその経費として充てた活動について、その成果を議長に報告しなければならない。

(交付請求)

第8条 議員は、政務活動費の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、議長を経由して、市長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求をするときは、第五条に規定する活動の内容及び当該活動の支出に係る領収書その他の支出を証する書類の写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を議員に交付するものとする。

4 当該年度の政務活動費は、翌年度の4月10日（その日が市の休日にあたる場合はその日前においてその日に最も近い休日でない日）までに請求するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、議員の辞職、失職若しくは死亡又は議会の解散により議員の職を失ったときは、議員でなくなった日の翌日から起算して10日以内に請求するものとする。ただし、当該議員が死亡したときにあっては、当該議員の相続人が、これを行うものとする。

(収支報告書の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の支出を証する書類を添付して翌年度の4月30日（その日が市の休日にあたる場合はその日前においてその日に最も近い休日でない日）までに、議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。ただし、当該議員が死亡したときにあっては、当該議員の相続人が、これを行うものとする。

3 前2項の規定により、収支報告書を提出する者は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって議長に提出するものとする。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務活動費の適正な運用に期するため、第8条第1項及び第2項の規定による請求に関する書類並びに前条に規定する収支報告書その他の関係資料について調査を行うものとする。この場合において、議長は、政務活動費が第五条に規定する活動に係る経費以外のものに充てられたと認めるときは、その旨を市長に報告し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(政務活動費の返還)

第11条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がこの条例に違反したと認めるときは、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(収支報告書の保存及び公開)

第 1 2 条 議長は、第 9 条第 1 項の規定により提出された収支報告書その他の関係資料を、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、請求があったときは、収支報告書その他の関係資料を閲覧に供するものとする。

(透明性の確保)

第 1 3 条 議長は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、積極的に政務活動費に関する情報を公開する。

(委任)

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 議会は、この条例の施行後 2 年を目途として、この条例の施行の状況を勘案して、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

項 目	内 容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	研修会を開催するために必要な経費又は研修会、セミナー等への参加に要する経費
広報費	議会活動又は市政について住民に報告するために要する経費
資料作成費	資料の作成に要する経費
資料購入費	議会活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

半田市議会政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、半田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年半田市条例第〇〇号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費使用計画書の提出)

第2条 条例第六条に規定する計画の提出は、政務活動費使用計画書（様式第1号）によるものとする。

(交付請求)

第3条 条例第7条に規定する成果報告及び第8条第1項に規定する交付請求は、政務活動費成果報告書兼請求書（様式第2号）によるものとする。

(収支報告書の提出)

第4条 条例第9条に規定する収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（様式第3号）によるものとする。

(政務活動費管理委員会)

第5条 議会は、条例第10条の規定に基づく調査を行うため、政務活動費管理委員会を設置する。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第9条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付する。

(政務活動費の返還)

第7条 条例第11条に規定する政務活動費の返還の求めは、政務活動費返還通知書（様式第4号）によるものとする。

(透明性の確保)

第8条 条例第13条の規定に基づき、議長は、議会ホームページで政務活動費の収支報告書、成果報告書及び証書類を公開する。

(会計帳簿の整理保管)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る支出について会計帳簿を調製し、これを条例第9条に規定する収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管し、議会ホームページで公開しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）
政務活動費使用計画書

年 月 日

半田市議会議長

○ ○ ○ ○ 殿

議員名 ○ ○ ○ ○

政務活動費使用計画書

1 計画の内容（単位 円）

使途項目	予算額	左のうち政務活動費充当額	事業計画
支出合計		①	

2 上記計画前までに請求した政務活動費の合計金額（②） 円

3 ① + ② 円

別記様式第2号（第3条関係）
政務活動費成果報告書兼請求書

年 月 日

半田市長 ○ ○ ○ ○ 殿

半田市議会議長 ○ ○ ○ ○ 殿

議員名 ○ ○ ○ ○

政務活動費成果報告書兼請求書

半田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条及び第8条の規定により、
下記のとおり報告し、請求します。

記

1 活動内容（成果報告）

2 既に交付を受けた額 円

3 今回請求額 円

4 交付後の合計額 円

別記様式第3号（第4条関係）

政務活動費収支報告書

〇〇年度政務活動費収支報告書

議員名 ○ ○ ○ ○

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計 額		

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別記様式第 4 号（第 7 条関係）

政務活動費返還通知書

政務活動費返還通知書

年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

半田市長 ○ ○ ○ ○

年 月 日に交付した政務活動費について、半田市議会政務活動費の交付に関する条例第 11 条の規定により、下記の額を返還するよう通知します。

記

返還額 金 円

備 考

半田市議会政務活動費管理委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市議会政務活動費の交付に関する規則（平成28年半田市議会規則第1号）第5条の規定に基づき、半田市議会政務活動費管理委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 委員会は、3名以上の会派から1名ずつ選出された議員をもって構成する。ただし、その他の会派からも議長の推薦及び委員全員の賛成を以て、1名ずつ選出できるものとする

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長の属する会派からは、別に委員1名を選出する。

(任 期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

- 2 現に在任中の委員があるときに新たに選出された委員の任期は、当該在任中の委員の任期の残任期間に相当する期間とする。
- 3 選出された委員が補欠委員である場合にあっては、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(会 議)

第4条 会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 3 委員会は、委員数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、会議の結果を速やかに議長へ報告しなければならない。

(委員会の開会方法の特例)

第4条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。

- (1) 感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難である場合
- (2) その他のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると委員会が認める場合

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、半田市議会委員会条例（平成3年半田市条例第33号）の例による。

(出席要求)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

- 2 前項の場合において、議員以外の者に出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。

(傍聴の取扱い)

第6条 委員会は、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

(記 録)

第7条 委員長は、事務局職員に議事の概要及び必要な事項を記載した記録を作成させ、保管する。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

政務活動費使用計画届出書

届出者 _____ (代表者) / _____ / _____
 _____ / _____ / _____

○使途項目（○をつける） 調査研究・研 修・広 報・資料作成・資料購入

○タイトル

--

○目 的

（半田市にどのように活用できるか、半田市の可能性をどのように切り拓けるか）

--

○概 要

（どこに何を調査しに行くのか。視察の場合は特にその特徴は何か、事前調査すること）

（資料購入の場合には、選定理由を記載すること）

日にち	
行先・内容	

○行程・予算（資料購入の場合は、内容欄に書名と出版社を記入）

日にち	時 間（概略可）	内 容		金 額（円）
			合 計	

年 月 日

半田市議会議長

○ ○ ○ ○ 殿

半田市議会議員 ○ ○ ○ ○

政務活動費使用計画の中止について

月 日（から 月 日まで）に予定していた政務活動費を使用した（視察・研修）
は以下のとおり中止しますので届け出ます。

・タイトル

・実施予定日

・中止年月日

・中止理由

政務活動費成果届出書

届出者 _____

○使途項目（○をつける） 調査研究・研 修・広 報・資料作成・資料購入

○タイトル

--

○目 的 （計画書の目的欄をそのまま記載）

--

○結 果 （目的は達成できたか。予想と外れた場合にはその旨も記載。）

--

○提 言 （半田市に対し、何をどう活用するか。）

--

○その他 （その他特記事項があれば記載。目的とは別内容も可。）

--

申し合わせ様式第2号－2

○実 績 （別紙に領収書を添付すること）

日にち	時 間	内 容		金額（円）	領収書 No.
			合 計		

年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

政務活動費管理委員会

委員長 〇 〇 〇 〇

(半田市議会議長経由)

政務活動費（使用計画・成果）届出書修正依頼書

月 日に提出された届出書（タイトル： ）の内容のうち、下記
項目について修正を依頼します。

記

以上

年 月 日

領収書等貼付用紙

議員名 ○ ○ ○ ○

タイトル

--

1 枚中 1 枚目

※報告書における領収書 No.が分かるように貼り付けること。

申し合わせ様式第 5 号

電車・バス等の公共交通機関において、領収書等の徴取ができない支出の明細書

タイトル

--

支出年月日	金額	経路

※特急料金については、この用紙には記載できない。領収書等、支払を証する書類を必ず添付すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

議員名 ○ ○ ○ ○

半田市議会政務活動費受給に際しての宣誓文

宣 誓 書

私は、半田市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、半田市発展のため政務活動費をもって調査研究する場合は、半田市議会政務活動費の支給に関する条例・規則、また政務活動費管理委員会の決定事項を遵守し、厳しい倫理意識に徹して、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うこととし、万一違反した場合には政治倫理審査会の決定に従うことを宣誓します。

年 月 日

半田市議会議長 様

半田市議会議員 ○ ○ ○ ○